自転車利用推進協議会について ①

1 熊本市自転車利用推進協議会について

〔概要〕

◆ 熊本市自転車利用推進協議会とは…

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例第26条に基づき 設置し、<u>総合計画</u>や自転車活用推進法第11条第1項に定める<u>市町村自転車</u> 活用推進計画に関する事項について調査審議するもの。

> 自転車駐車対策等 協議会(S61~R3)

自転車利用推進協議会(R4~)

良かばい

[根拠法令等]

- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する 法律第8条
- ・熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例第26条

[設置要件等]

◆ 委員定数

20人以内

◆ 任期 2年(令和5年8月~令和7年7月)

◆ 委員構成

道路管理者、警察職員、学識経験者、鉄道事業者その他市長が必要と認める者

学校 関係 経済 関係

自転車 関係 子育て 関係 環境 健康

乗るばい

健康づくり 関係

守るばい

2 過去の協議内容

熊本市自転車駐車対策等協議会

◆ 令和元年度以前

議題等

中心市街地・駅周辺の自転車放置禁止区域の指定について

民営自転車等駐車場短時間無料制度補助金について

◆ 令和2年度

議題等

熊本市自転車活用推進計画(骨子案・素案)について

自転車ネットワーク計画の見直しについて

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の改正について(改正案)

駐輪場のあり方検討について(方針・概要説明)

▶ 令和3年度

議題等

<u>熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例</u>の改正 について(骨子案・素案)

駐輪場の現状と課題について

※令和4年度は、協議会未開催

過去の協議会では、<u>自転車等の駐車対策</u>に関する管理面での議題や、<u>『熊本市自転車活用推進計画』の策定、『熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例』の改正</u>に関する審議を行っていた。

自転車利用推進協議会について ②

自転車利用環境の向上に関する施策について

放置自転車ゼロ作戦(H24~)

背景

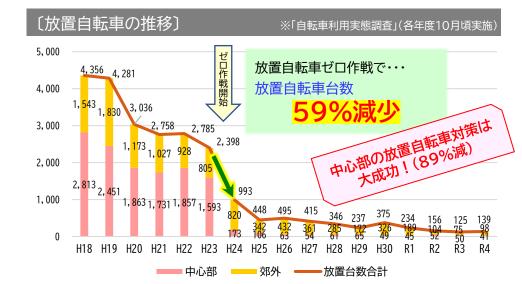
- ◇ 放置自転車の常態化(都市景観の悪化)
 - ・駐輪場の収容台数不足(中心部では約1,600台(H23)の放置自転車)
- ◇ 駐輪マナーの欠如
 - ・駐輪場が空いていても路上に放置する利用者が一部存在

対策

- ① 駐輪需要に応じた駐輪場の確保
 - ・民間整備の補助・助成を行うことにより駐輪場整備を促進
 - ・受益者負担の導入(中心部駐輪場の有料化)
- ② 駐輪マナーの向上
 - ・路上放置禁止のPR、看板等の設置
 - ・駐輪指導員による指導・案内の強化、警察や商店街等との連携
 - ・放置禁止区域の拡大、放置自転車撤去の強化

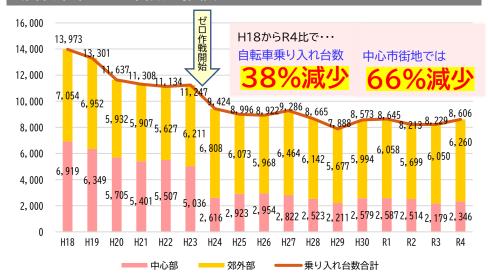
放置自転車の減少効果(H23→H30)





[自転車乗り入れ台数の推移]

※「自転車利用実態調査」(各年度10月頃実施)



⇒自転車の利用促進に関する取組を進め、利用者数の増加を図る

自転車利用推進協議会について ③

4 令和5・6年度 熊本市自転車利用推進協議会について

放置自転車ゼロ作戦により大幅に改善が図られた<u>放置自転車対策</u>も継続 しつつ、自転車利用促進にも重点を置き、<u>自転車利活用に関する施策</u>につい て協議していく。

放置自転車対策



自転車利活用施策



熊本市自転車 3"ばい"プラン ~熊本市自転車活用推進計画~

(令和3年度~令和12年度:10年間) 中間年:令和7年度

計画における基本方針『本市が目指す自転車の未来』

- **1.** 自転車で 快適に移動できる都市
- 2. 自転車を 気軽に利用したくなる都市
- 3. 自転車を 安全安心に利用できる都市

乗るばい(bicycle)

「自転車を便利に利用できる環境づくり」

良かばい(bicycle)

「自転車を気軽に利用できる環境づくり」

守るばい(bicycle)

「自転車を安全に利用できる環境づくり」

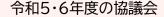






[主な議題(予定)]

- ◆ 自転車活用推進計画の進捗管理について
- ◆ 新水前寺駅駐輪場の改修について
- ◆ シェアサイクル実証実験事業について
- ◆ 自転車ヘルメットの着用推進について
- ◆ 自転車ネットワーク計画について



⇒令和7年度の計画中間見直しに向けた論点整理





〔スケジュール〕

R5年度												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
				第1回						第	2回	
				委員任期								
R6年度												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
				第1回						第	第2回	
委員任期												
R7年度												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	委員	任期										

⇒委員任期2年のうち、各年度で協議会を2回開催し、計4回行う予定